史跡七尾瓦窯跡環境整備報告書

1992年3月 吹田市教育委員会

吹田市の北部から中央部を占める千里丘陵は良質な粘土を産し、古墳時代後期にはこの粘土 を原料とする須恵器の生産が大規模に行われた我国有数の製陶地帯でありました。

須恵器の生産が終了した後も、その地質的な特徴と技術的な伝統を背景に、官営造瓦窯として聖武朝難波宮の造営瓦窯である七尾瓦窯跡(国史跡)や桓武朝平安宮の造営瓦窯である吉志部瓦窯跡(国史跡)が操業されるといった、古代窯業史上において重要な役割を果たしてきました。七尾瓦窯跡は昭和54年に開発に伴う発掘調査等によって7基の瓦窯が確認され、聖武朝難波宮の造営瓦窯が初めて明らかになりました。吹田市では国、大阪府の指導をいただきながら、瓦窯跡の重要性から永久に現状で保存すべき重要な遺跡であると判断し、関係者の御協力を得て昭和55年3月に国の史跡指定を受けました。

史跡指定によって瓦窯跡は永久に保存されることとなりましたが、本市では窯跡を良好な状況で保存し、さらに遺跡の内容を明らかにして文化財保護の理解を得るために関係機関と協議を行いながら史跡整備の計画を進め、平成元年度及び2年度に国庫補助事業として瓦窯跡の環境整備を実施しました。市内では毎年多くの発掘調査が実施されていますが、多くは開発に伴う緊急調査であり文化財保護上は非常に多くの問題を抱えています。従って、今回の七尾瓦窯跡の史跡指定、環境整備事業の実施は本市の文化財保護行政の大きな前進といえ、今後も文化財保護に努力していきたいと考えております。

最後に整備事業の実施にあたっては文化庁、大阪府教育委員会をはじめ、多くの市民の方々の御指導、御協力を賜わりましたことを誌上をお借りし、厚くお礼申し上げます。

平成4年3月

吹田市教育委員会 教育長 長 光 達 郎

例

- 1. 本書は吹田市岸部北5丁目10番、他に所在する史跡七尾瓦窯跡の環境整備事業及び整備に 伴う試掘調査の報告である。
- 2. 環境整備事業は平成元年度及び2年度の2カ年にわったて実施し、整備事業は国庫補助事業、試掘調査は市事業とし、市教育委員会社会教育課藤原学、増田真木が担当した。

事業期間

元年度 試掘調査 平成2年1月13日~1月25日

整備事業 平成元年11月27日~平成2年3月31日

2年度 試掘調査 平成2年9月25日~10月11日

整備事業 平成2年8月27日~平成3年3月30日

3. 本書の執筆は第1章1を社会教育課 賀納章雄が、他を増田が執筆した。

- 4. 図中の方位は磁北を示し、標高は T.P. (東京湾標準潮位) を示す。
- 5. 事業の実施にあたっては文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官 安原啓示氏、同主任文化財調査官 田中哲夫氏、同文化財調査官 加藤充彦氏、大阪府教育委員会文化財保護課主幹 井藤徹氏、同記念物第1係長 瀬川健氏、同係長 石神怡氏、同技師 芝野圭之助氏、市建設部緑化公園事務所の指導を受けるとともに、大阪市教育委員会 長山雅一氏、小寺重雄氏、吉田壽仁氏、西村敏男氏、中野重治氏、鳴瀬税氏、市建設部道路補修課、市水道部及び地元の方々の協力を受けました。記して謝意を表します。
- 6. 整備事業の設計・施行は下記のとおりである。

設計・工事監理 東邦設計コンサルタント株式会社

施 工 田端商事

目 次

第1章	環境整備事業への経過・・・・・・・1
第2章	環境整備にともなう調査の成果6
第3章	環境整備工事19
	挿 図 目 次
第1図	位置図1
第2図	七尾瓦窯跡周辺地区平面図
第3図	七尾瓦窯跡平面図7
第4図	調査トレンチ土層図8
第5図	5号瓦窯跡実測図9
第6図	調査トレンチ平面図9
第7図	6 号瓦窯跡実測図10
第8図	調査平面図12
第9図	4 号瓦窯跡平面図13
第10図	5 • 6 号瓦窯跡平面図
第11図	出土瓦(1)
第12図	出土瓦 (2)
第13図	擁壁・排水施設・フェンス工事概要図20
第14図	整備平面図21・22
第15図	擁壁・側溝・フェンス・階段23
第16図	瓦窯跡整備24
第17図	説明板26

表 目 次

表 1	植栽工内訳	 •••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 •	25
		図	版	目	次		

- 図版1 整備前状況・元年度調査状況(1)
- 図版 2 元年度調査状況 (2)
- 図版 3 平成 2年度調査状況(1)
- 図版 4 平成 2 年度調査状況 (2)
- 図版 5 整備状況(1)
- 図版 6 整備状況 (2)
- 図版7 整備状況(3)
- 図版8 整備状況(4)
- 図版 9 整備状況 (5)
- 図版10 整備状況(6)

第1章 環境整備事業への経過

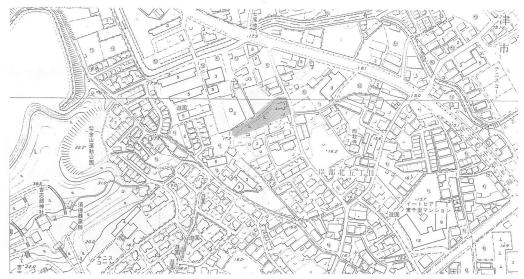
1. 位置と環境

吹田市は、大阪府中央北部に位置し、市域南部は神崎川・安威川がつくる沖積平野、中部・ 北部は洪積層の隆起によって形成された千里丘陵が占め、地形的に大きく2つに分かれる。ま た、千里丘陵についてみると、その範囲は東西10km、南北8kmで、吹田市の他、豊中市、箕面 市、茨木市に及び、地質的に丘陵中央やや西よりを南北に走る仏念寺断層で2つに分けられて いる。断層東側では大阪層群がその西部から東部にかけて時代的に古い堆積順に広がってお り、断層西側では主に、大阪層群の上に段丘堆積層が広がっている。

七尾瓦窯跡は神崎川の中流右岸でその支流正雀川流域に位置し、上記の沖積平野と、地元で 紫金山と呼ばれている千里丘陵東南辺の1支丘陵が接する地点に位置する。

この紫金山南面には吉志部神社が鎮座し、神社を中心とした丘陵一帯は神社境内にあたるために近年の開発から免れ、ほぼ旧状を残している。そして、その一帯では古墳時代後期から本格的に須恵器の生産が始まる千里古窯跡群の内、釈迦ケ池支群が展開する。また、市域では数少ない古墳(吉志部1号墳)が神社本殿東約30mの地点にあり、他にその主体部は検出されていないが、埴輪・須恵器等の遺物の発見から2基の古墳(吉志部2・3号墳)の存在が推定されている。そして、歴史時代になると、七尾瓦窯跡の他に、その約60年後に平安宮造営にともなう吉志部瓦窯跡が紫金山丘陵の南面に営まれた。

七尾瓦窯跡は、吉志部神社の東方300mの紫金山最東端部で、現在は丘陵本体から切り離された形となっている比高約2mの西から東に走る残丘上に7基の窯が展開している。



第 1 図 位 置 図 (S=1:5000)

2. 史跡指定に至る経過

七尾瓦窯跡が確認されたのがいつの頃であるのかは明らかではないが、昭和39年頃には地元の研究者の目に触れていたといわれる。高さ約3mの台地状の地形が東西に伸びる斜面に灰層が露出し、多量の瓦が包含されていることからこの地に瓦窯の存在が予想されていた。

昭和43年には地元の一中学生の瓦片の採集が契機となり、地元の研究組織である吹田郷土史研究会によって軒平瓦の断片が確認され、現地を訪れた大阪府文化財専門委員藤澤一夫氏によって、採集された瓦が平城宮式軒平瓦であることが明らかにされた。

このような経過によって、七尾瓦窯跡は市内でも唯一の奈良時代瓦窯跡として重視されるに至り、昭和48年刊行の吹田市文化財地図には当時の小字名をとって「地徳寺瓦窯跡」として明記された。(昭和54年の調査の結果、後期難波宮の造宮瓦窯であることが判明した時点で「七尾瓦窯跡」と改められた。)

それ以後は本格的な開発行為もなく、瓦窯跡の実態も明らかにされることもなかったが、昭和54年6月に瓦窯跡一帯において宅地開発が行われることとなり、市教育委員会において6月25日から約2ヶ月にわたって発掘調査が実施された。

調査の結果、七尾瓦窯跡は標高17m、比高 $2\sim2.5$ mの東西に伸びる舌状台地の北斜面に焚口を向けて配列された 6 基の登窯($1\sim6$ 号瓦窯跡)と 1 号瓦窯の東南25mに位置し、他の窯とは異なり主軸を東へ振って構築された平窯 1 基(7 号瓦窯跡)を確認した。この内、2、3、7 号瓦窯跡の全容が明らかにされた。

明らかになった、各窯の概要は以下のとおりである。

2号瓦窯跡

有階有段登窯であり、窯の上半は削平されているが、遺存部分では全長4.5m、焼成部幅2mを測り、平均40°の急角度でのぼっていく階段が確認されている。階部は二段積みの大型塼

を使用し、階段上面は丸瓦、平瓦が敷かれていた。焚口は左右に2個づつ塼を小口積みに構築し、前庭部はハの字形に地山を掘り込み、一対の柱穴が検出された。

3号瓦窯跡

窯体が完存しており、全長5.4m、最大幅1.75mを測る平面船形の有階有段登窯である。焼成部床面の傾斜は平均17°と2号瓦窯跡より緩やかであり、丸瓦と



2号瓦窯跡

半截平瓦を組み合わせた7段の階段が認 められた。階部は2個の大型塼を横に並 べて粘土を塗り込んで仕上げ、窯全体も このような大型塼を縦積みして構築して いる。燃焼部では80cmの厚さで計8層の 灰層の重なりを確認しており、操業密度 の高い窯であることが明らかとなった。

また、焼成部では、未焼成の瓦列が確 認され、瓦は軒平瓦・平瓦を交互に配し て立て掛けたものであり、全く被熱の痕 跡を示さないことから窯詰めの途上で、 何らかの理由によって急遽廃窯されたこ とが明らかとなったが、きわめて希有な 例である。

なお、前庭部は地山を口字形に垂直に 掘り込んで平坦にしているが柱穴等は認 められなかった。



3号瓦窯跡

7号瓦窯跡

後世の削平のために遺存状態は悪いが、他の瓦窯とは構造が大きく異なっている。窯の構造 は平面長方形に近く、窯床の傾斜約2°の平窯構造で、本瓦窯跡群では唯一の平窯である。奥 壁には外へ突出する煙出しが認められるが、破損しているために詳細は不明である。

以上のように、本瓦窯跡で確認された瓦窯の構造は3基とも異なったものであり、瓦窯の構 造に新旧両タイプが認められ、本瓦窯の重要な特徴である。

出土瓦

調査によって、膨大な量の瓦が出土したが、軒瓦は難波宮における設定型式による難波宮 6303型式(軒丸瓦)、難波宮6664-B型式(軒平瓦)と同笵であり、難波宮出土の同型式瓦と 胎土、調整技法、焼成が完全に一致し、本瓦窯の製品が後期難波宮に供給されていたことが明 らかとなった。また、丸瓦、平瓦、そして、道具瓦では熨斗瓦、隅切り瓦等が難波宮出土資料 と一致する。なお、難波宮出土瓦の多数を占める重圏文系軒瓦は検出されておらず、本窯では 焼成されていないと判断される。発掘調査後の整理作業において少量の難波宮6663-A型式 (軒平瓦)も確認された。

発掘調査の結果、後期難波宮の造宮瓦窯跡が初めて確認されたことによって、市教育委員会 では国、大阪府の指導を受けながら、本瓦窯跡はきわめて重要な遺跡であり、現状保存の必要 があると判断し、計画されていた住宅建設の計画の中止を申し入れ、土地所有者の承諾を得たうえ、文化庁長官に対して国の史跡として指定するように申請した。昭和54年10月19日、文化財保護審議会は七尾瓦窯跡の史跡指定を答申し、これを受けて市教育委員会は事務的作業を進め、昭和55年3月24日付官報15950号、文部省告示第48号によって、吹田市岸部北5丁目10番、12番の1、12番の1、33番の1、33番の2の計1227.6㎡が国史跡に指定された。

そして、昭和56年度に国の補助金を受けて、史跡指定範囲の内、既に住宅が建っている部分等を除く10番、12番の1、33番の2の計996.2㎡について買い上げを行った。

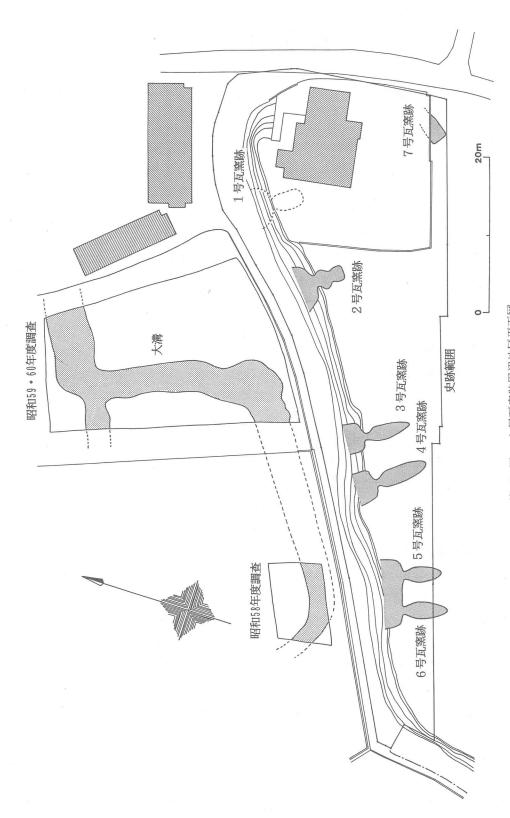
史跡指定後、昭和58年度から60年度にかけて、瓦窯跡に北接する岸部北5丁目31-4において倉庫の建設工事に伴う発掘調査が、同27-10の水田において遺構確認調査が行われたが、調査の結果、瓦窯前面に「コ」の字型に展開する平均幅3m、深さ1mの大溝を検出した。

大溝は西から東へ三度、ほぼ90°の屈曲を経て流下していることから、明らかに人為的に、 大規模に開削されているものと判断され、瓦窯前面をきわめて有機的に区画して機能していた ものと考えられる。また、建物跡等は確認されなかったが、瓦窯前面の広い範囲に工房が存在 するのはほぼ確実であろう。

3. 環境整備工事の経過

史跡指定によって瓦窯跡は永久に保存されることとなったが、遺構を良好な状況で保存し、さらには遺跡の機能を明確に表示することによって遺跡の理解及び文化財保護の理解を得ることが必要であることから市教育委員会では文化庁、大阪府教育委員会等との協議を行いながら史跡整備の計画を進め、平成元年度から国庫補助事業として環境整備事業を実施することとなった。整備工事は2カ年に分けて実施することとなり、文化庁及び府教育委員会、市建設部緑化公園事務所の指導のもとに市教育委員会社会教育課が実施した。なお、史跡範囲の内、東端部分については排水等の関係から今回の整備範囲には含めず、将来的に実施することとした。

整備にあたっては史跡七尾瓦窯跡は史跡吉志部瓦窯跡を包括する都市計画公園紫金山公園にも近く、周辺は本市でも最も重要な埋蔵文化財や各種文化的遺産が良好に残されている地域であることから、事業の実施にあたっては地域一帯の歴史的な景観の保存を十分に考慮して、整備事業を実施した。事業の設計及び工事にあたっては遺構の保護を第一義とするため、基本的には盛土を主体として工事を実施し、遺構への影響を与えないように配慮し、初年度である平成元年度には瓦窯群の保護及び管理を目的とする工事を実施することとし、擁壁工事・排水工事・フェンス工事を行った。そして、2年度の平成2年度には窯跡の表示、修景植栽、園路等の遺跡の活用を図るための工事を実施し、史跡公園としての環境整備を行い、平成3年3月30日に環境整備事業は完了した。



第 2 図 七尾瓦窯跡周辺地区平面図

第2章 環境整備にともなう調査の成果

1. 平成元年度の調査

(1) 調査の目的及び経過

史跡七尾瓦窯跡において、昭和54年度に計7基の瓦窯跡を確認し、 $2 \cdot 3 \cdot 7$ 号の3基の瓦窯について窯体の調査を実施したが、他はトレンチ調査による所在の確認のみにとどまった。そのため、平成元年度に予定する環境整備の排水施設工事、擁壁工事及びフェンス工事にあたってはその基礎等が遺構及び遺構面に影響を与えないよう施工する必要があることから、遺構等の展開状況及び深度等を確認するために $1 \cdot 4 \sim 6$ 号瓦窯前面及び $5 \cdot 6$ 号瓦窯の状況を確認するために試掘調査を平成2年1月13日から25日にかけて実施した。

調査は $5 \cdot 6$ 号瓦窯跡確認のためにトレンチ3カ所($T1E \cdot W$ 、T2)、 $1 \cdot 4 \sim 6$ 号瓦 窯跡前面確認のためトレンチ4カ所($T3 \sim T6$)を設定し、計 $29m^2$ の試掘調査を実施した。

(2) 調査の成果

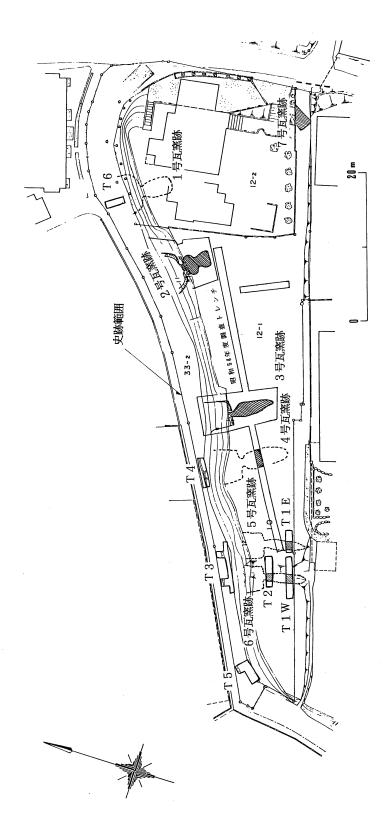
a. 5 号瓦窯跡の調査

フェンス基礎工事のための資料を得るために史跡境界部分に設定した 1×4 mのトレンチ、 T 1 E において 5 号瓦窯焼成部の一部を検出し、床面で幅1.2mを測り、側壁は高さ0.6mまで 遺存している。床面は地山を幅25cm以上で約10cmの段差をつけて階段状に成形し、床面の瓦の 検出状況から瓦を使用して窯床を形成したものと考えられる。側壁は直線的に内傾し、西側で 71° 、東側で 87° の角度で立ち上がる。壁面にはスサ入り粘土を貼り付けるが、非常に丁寧に 仕上げを行っている。また、調査部分での塼の使用は認められなかった。

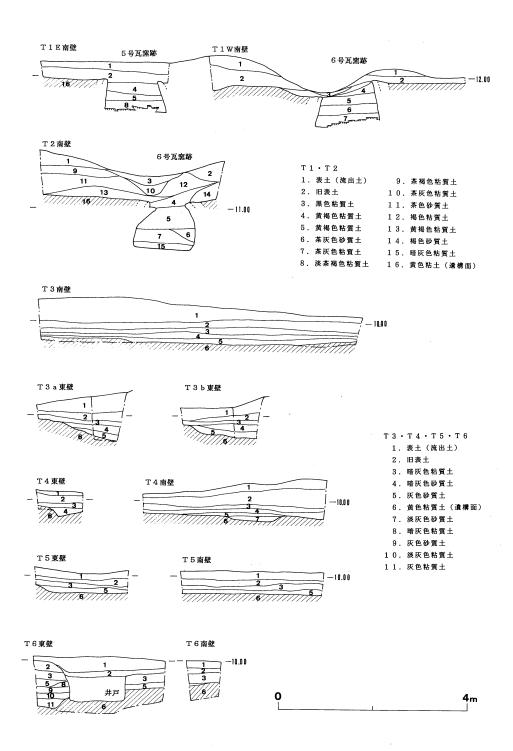
b. 6 号瓦窯跡の調査

6号瓦窯跡部分は後に掘られた排水溝によって大きく削られており、調査では史跡境界部分に 1×5.5 mのトレンチ $T \cdot 1$ Wと遺存状況確認のため $T \cdot 1$ Wの北2mに幅 1×4 mのトレンチ $T \cdot 2$ を設定した。調査の結果 $T \cdot 1$ Wで焼成部を、 $T \cdot 2$ で燃焼部を検出したが、遺存状況は非常に良好であった。焼成部は幅1.3mを測り、側壁は高さ1.0mまで遺存する。床面は5号瓦窯跡と同様に地山を幅30cm、段差約10cmの低い階段状に成形し、瓦を使用して窯床を形成したものと考えられる。側壁は直線的に内傾し、約80°の角度で立ち上がる。東壁は壁の重なりが2枚認められ、内側の壁については内傾角度はやや大きくなり、丸味を持ちながら立ち上がる。壁面は丁寧に仕上げている。

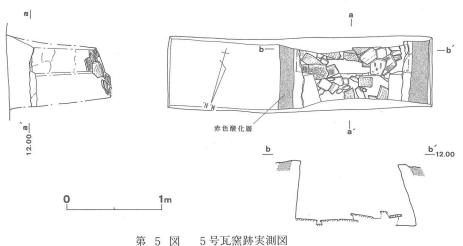
燃焼部は幅1.0mを測り、側壁は天井部近く0.9mまで遺存しており、垂直に近く立ち上がるが、側壁高の半ば近くから徐々に内傾角度を増していく。但し、東側の壁は倒れ込んでいるためか、内傾の角度が大きく、やや変形した断面形態をなす。燃焼部ではスサ入り粘土は認めら



第3区 七尾瓦窯跡平面区



第 4 図 調査トレンチ土層図

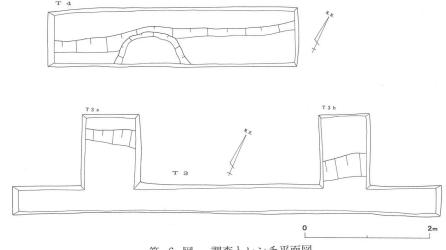


れず、床面及び壁面は地山が酸化状態をなしており、この部分は地山をくり抜いている。床面 の傾斜は全体で約19°を測り、比較的傾斜の緩やかな窯である。調査部分では塼の使用は認め られなかった。

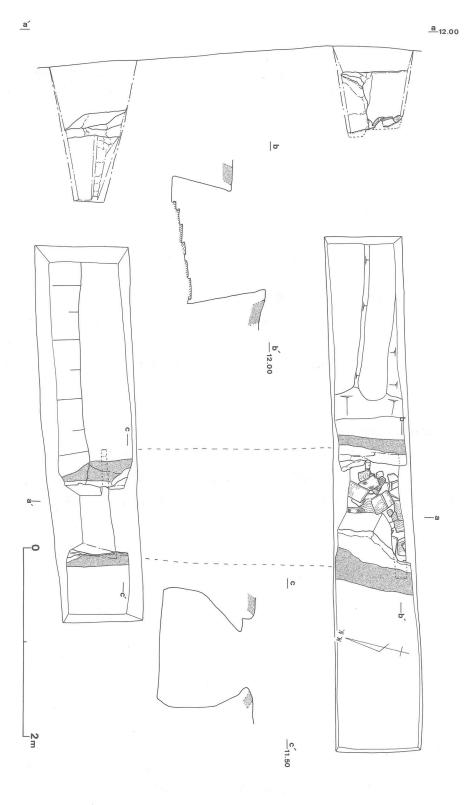
また、T1E及びT1Wで検出した焼成部床面は6号瓦窯跡が5号瓦窯跡よりも30cm近く低 120

c. 瓦窯前面の調査

4号瓦窯跡前面に幅 1×4 mのトレンチT4 を、56号瓦窯跡前面に 0.5×7 mのトレン チT3を設定し遺構面の状況を確認した。T3及びT4では現地表下30~80cmで瓦窯操業期 の遺構面を確認したが、遺構面は瓦窯跡に向かって20~30 cm、緩やかに落ち込む状況が確認



調査トレンチ平面図 第 6 図



— 10 —

された。この落ち込みは昭和60年度に実施された瓦窯跡隣接地における調査で確認された瓦窯前庭部に関連する落ち込みと一致し、前庭部を画する排水溝等の性格が考えられる。但し、昭和60年度の調査時とは異なり、落ち込み内堆積土中からの遺物の出土は少なく、明確な灰層の堆積も認められなかった。

1号瓦窯跡前面に設定した 1×3 mのトレンチ T 6 においては現代の井戸の掘り込みによって攪乱されていたが、瓦窯側で現地表下60cmで遺構面を確認し、トレンチ南側から 2 mの地点で約20cm落ち込む状況を確認した。これは排水溝の南側の肩部と考えられ、落ち込み内では若干の灰層堆積が認められるが、南側の地山面上では認められなかった。

瓦窯群西端の丘陵下に設定した**T**6では現地表下40~50cmで遺構面を検出したが明確な遺構及び灰層の堆積は認められず、遺物の出土状況からもこの地点の丘陵部分に瓦窯が存在する可能性は少ないと考えられる。

d. 出土遺物

調査面積が限定されたことから、遺物の出土量は少なく、その大半を平瓦、丸瓦が占め、少量熨斗瓦等の道具瓦が認められるが、従来の調査成果を新たにする成果は得られなかった。また、6号瓦窯跡では窯体内堆積土中から13世紀代と考えられる土師器小皿が出土していることから、一帯は中世に削平を受けた可能性が高いと考えられる。

(3) 小結

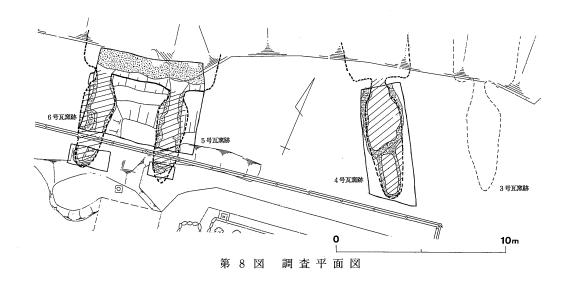
今回の試掘調査では5・6号瓦窯跡がきわめて良好な状況で遺存していることを確認した。 部分的な調査であったことから両瓦窯跡の詳細な状況は明らかではないが、同様な形態をな し、低い段を有し、床面の傾斜も緩やかなことから、3号瓦窯跡に近い形態のものと考えら れ、燃焼部一部地下式の半地下式有段登窯と考えられ、階部の状況は不明である。また、3号 瓦窯跡にみられるように塼の使用は調査トレンチ部分では認められなかった。

また、窯体前面の調査によって、 $1\sim6$ 号瓦窯跡にかけて前庭部に排水溝を配して明確に画されていることが確認され、整然と展開する作業場が形成されていたものと考えられる。

2. 平成2年度の調査

(1) 調査の目的及び調査の経過

2年度の調査は、整備工事における窯体表示工事にともない未調査の4・5・6号瓦窯跡の位置、平面形態等を確認するために実施した。但し、遺構の保存問題から文化庁及び府教育委員会との協議によって、調査は窯体の上面検出で止めることとし、平面形態については元年度の試掘調査及び他の瓦窯の状況から復原することとした。また、5・6号瓦窯跡の一部(煙道部)については史跡範囲外に伸びる可能性が高いことから、隣接地の窯体延長部分についても



調査を実施し、共に範囲外約1.5mまで窯体が伸びることを確認した。 調査は平成2年9月25日から10月11日まで実施し、調査面積は計62.25㎡である。

(2) 調査の成果

a. 4号瓦窯跡の調査

窯体上面検出部分で全長6.3m、焼成部最大幅2.2mを測り、主軸方位を $N-35^\circ$ -Wにとる登窯であり、天井の一部は遺存しており、良好な遺存状況である。窯の平面形態については明らかにはできなかったが、検出状況からは、3 号瓦窯跡に近く、船形をなすものと考えられるが、規模はやや大きくなる。

また、焼成部下半近くでは、窯壁部分に明確に塼の使用が認められる。

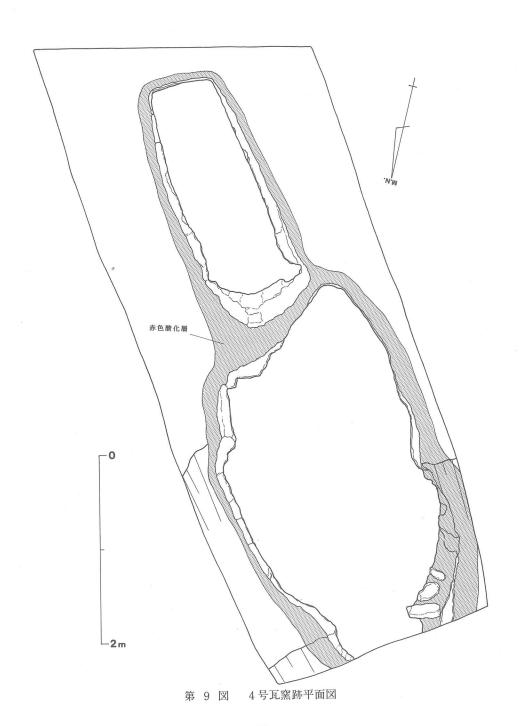
b. 5 · 6 号瓦窯の調査 ·

5 号瓦窯跡は窯体上面検出部分で全長5.5m、焼成部最大幅1.2mを測り、主軸方位を $N-15^\circ$ -Wにとる。6 号瓦窯跡は上面検出部分で全長5.8m、焼成部最大幅1.4mを測り、主軸方位を $N-15^\circ$ -Wにとる。 $5 \cdot 6$ 号瓦窯跡は前庭部を共有し、両窯の前面の地山を「门」字状にほぼ垂直に掘り込んでおり、幅6 m以上の空間を形成しているが、焚口直前まで灰層の堆積が確認されている。灰層は前庭部を共有しているためにほぼ同時期に堆積しているものと判断され、両窯の灰層を明確に区分することは検出状況では困難であった。

5号瓦窯跡前面の灰層堆積部分では2ヶ所、ほぼ円形状に径約80cmの範囲で灰の堆積が認められず、上面検出時点で調査を終了していることから断定はできないが、窯との位置関係から柱穴の可能性があり、2号瓦窯跡に認められるように焚口部分に覆屋的な施設があった可能性が考えられる。6号瓦窯跡前面では調査範囲内では柱穴の存在は認められなかった。

(3) 出土遺物

調査の性格状、窯体内及び灰層部分の掘り下げを行わなかったために出土遺物は少ないが、 5・6号窯跡前面灰原部分で出土した瓦について述べる。



-13 -

軒平瓦 (第11図1・2)

ともに均整唐草文系軒平瓦であり、難波宮6664-B型式である。焼成は須恵質、胎土は精良で黒色粒を多く含む。

丸 瓦 (第11図3・4)

玉縁を有し、焼成は軟質である。長さ33~34.2cm、幅12.8~14.3cm、厚さ0.7~1.2cmを測る。胎土は精良で、黒色粒を多く含む。凸面は部分的に縦位の縄叩き目が認められるが、全体に丁寧にスリ消し、凹面は布目圧痕を残している。側面には半截痕が認められる。

平 瓦 (第12図5·6)

長さ $30.8\sim34.5$ cm、幅26.4cm、厚さ $1.9\sim2.4$ cmを測る。凸面は縦位の縄叩き目が認められ、凹面は周縁以外は未調整で布目圧痕を残し、幅 $2\sim3$ cm前後の模骨痕が認められる。

焼成は須恵質で良好であり、胎土は精良で黒色粒を含む。

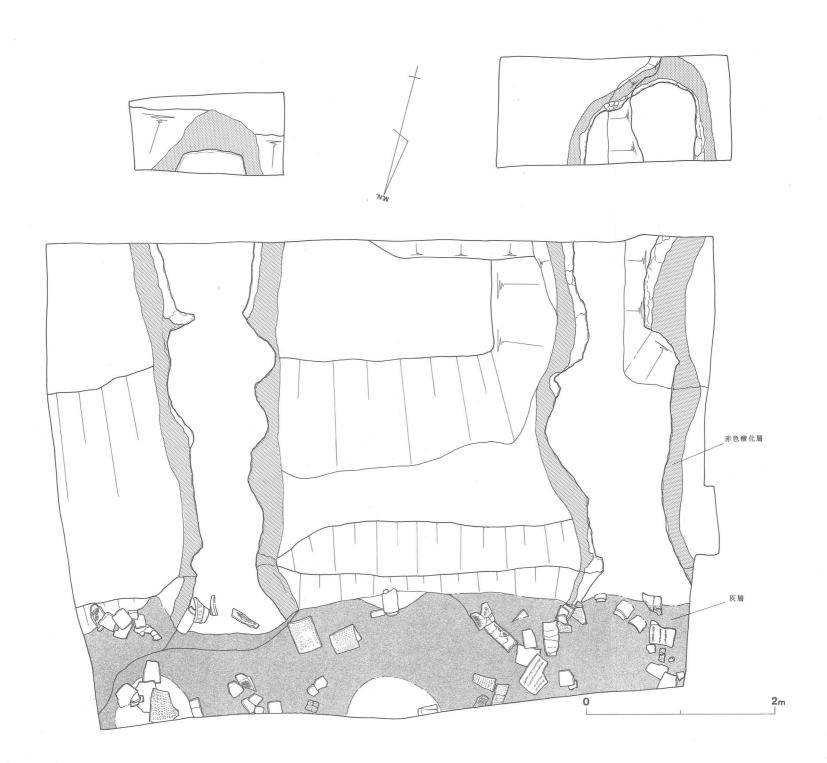
(4) 小結

2年度の調査の結果、4号瓦窯跡は上面の検出状況から平面形態は3号瓦窯とほぼ同様であり、窯体に塼の使用も認められることから3号瓦窯と同一の構造のものと考えられる。5・6号瓦窯跡については床面の傾斜は比較的緩やかで平面形態も3号瓦窯に近いものと考えられるが、前庭部を共有する構造であることから、同時に操業していたものと判断される。

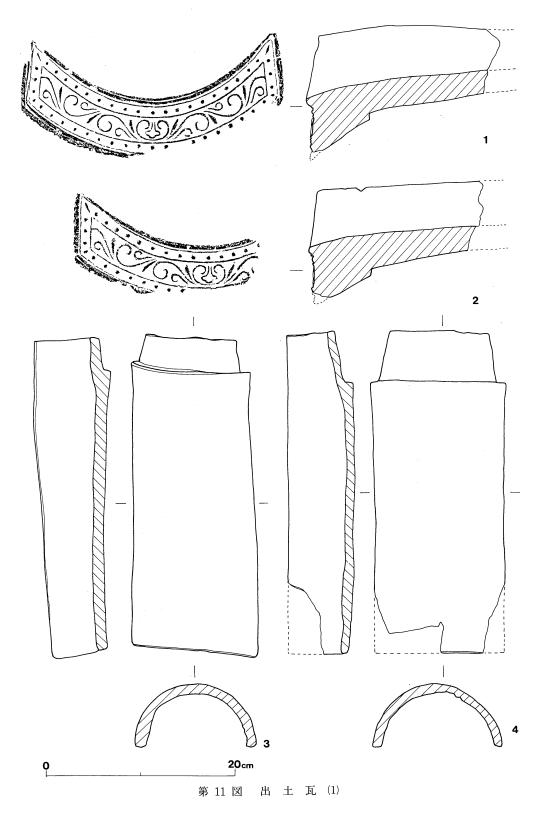
また、5・6号瓦窯跡では窯体に塼の使用は認められない。

3. ま と[.] め

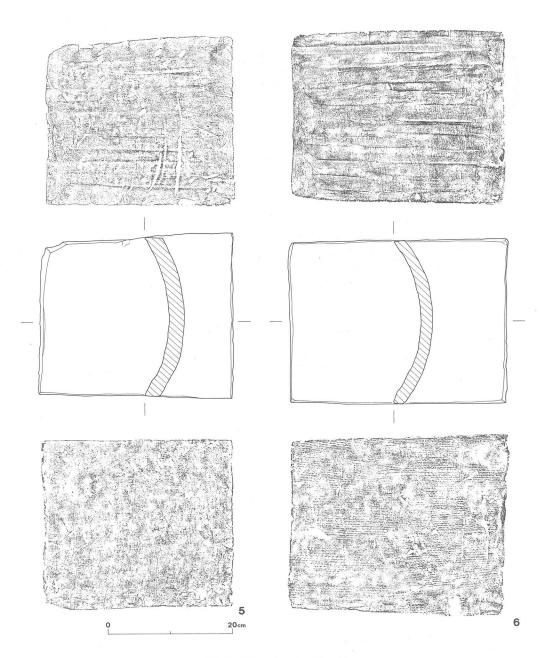
環境整備に伴う試掘調査では昭和54年度にトレンチ調査によって存在が確認されたのみであった 4、5、6号瓦窯跡の様相が部分的ではあるが明らかにできた。調査の結果、窯体では 4号瓦窯跡は 3号瓦窯跡とほぼ同一の構造であり、5、6号瓦窯跡については前庭部を共有し、同時に操業したことは明かであるが、3、4号瓦窯跡とは異なった構造である可能性が高いと考えられる。昭和54年度の調査では確認された瓦窯は 7号瓦窯跡は平窯であり、登窯の 2、3号瓦窯でも床の傾斜等構造的に異なっていることが明らかとなっていたが、今回の調査によって登窯は 1号瓦窯跡は未調査であるが、1・2号、3・4号、5・6号瓦窯跡と 2 基ずつ構築され、操業していたものと考えられ、それぞれ異なった構造の窯体構造であった可能性が高い。従って、窯体は平窯も含めて、少なくとも 4種類の構造の瓦窯が構築され、さらには登窯については 2 基単位で操業していたものと判断される。また、前庭部については、排水溝を瓦窯前面に巡らして工房部分と明確に区画しているものと考えられる。



第10図 5・6号瓦窯跡平面図



— 17 —



第 12 図 出 土 瓦 (2)

第3章 環境整備工事

整備工事は2ヵ年にわたって実施し、初年度は遺構の保護、管理のための擁壁工事、排水工事、史跡外周のフェンス工事を実施し、2年度は遺構の活用を図るための園路・階段工事、遺構整備、植栽、便益施設工事(説明板、標識、ベンチ)、管理施設工事(散水栓、車止め、ゴミ箱)を実施した。これらの工事には整地工事を伴うが設計及び工事の実施にあたっては遺構の保護を第一義とし、盛土を主体とする方法をとり、窯跡上面部分では浅い部分でも平均50cmの盛土を行っている。

1. 擁壁工事

瓦窯跡の位置する丘陵はその北側で丘陵下の水田面と約2 mの比高差を持ち、比較的急な斜面となっているが、この斜面部分の土砂の流出による窯体の損壊を防ぐために法面を化粧コンクリートブロック積みした。高さ1 m、延長74.3 mにわたって実施し、その間2 $_{\tau}$ 所に階段を設けた。また、丘陵下からも各窯の配置状況がわかるように窯体部分の擁壁前面に各瓦窯の表示銘板を2年度工事で設置した。

2. 排水施設工事

史跡範囲内の雨水の排水のため、史跡北側の市道との境界部分に内側幅24cm、有効深24cmのコンクリートU型側溝(蓋付)を設置し、史跡西側への排水を行った。史跡部分は一帯で最も低い地点であることから排水溝の設置にあたっては丘陵斜面下で地盤の低い東側では平均30cmの嵩上げによる整地を行った。

3. フェンス工事

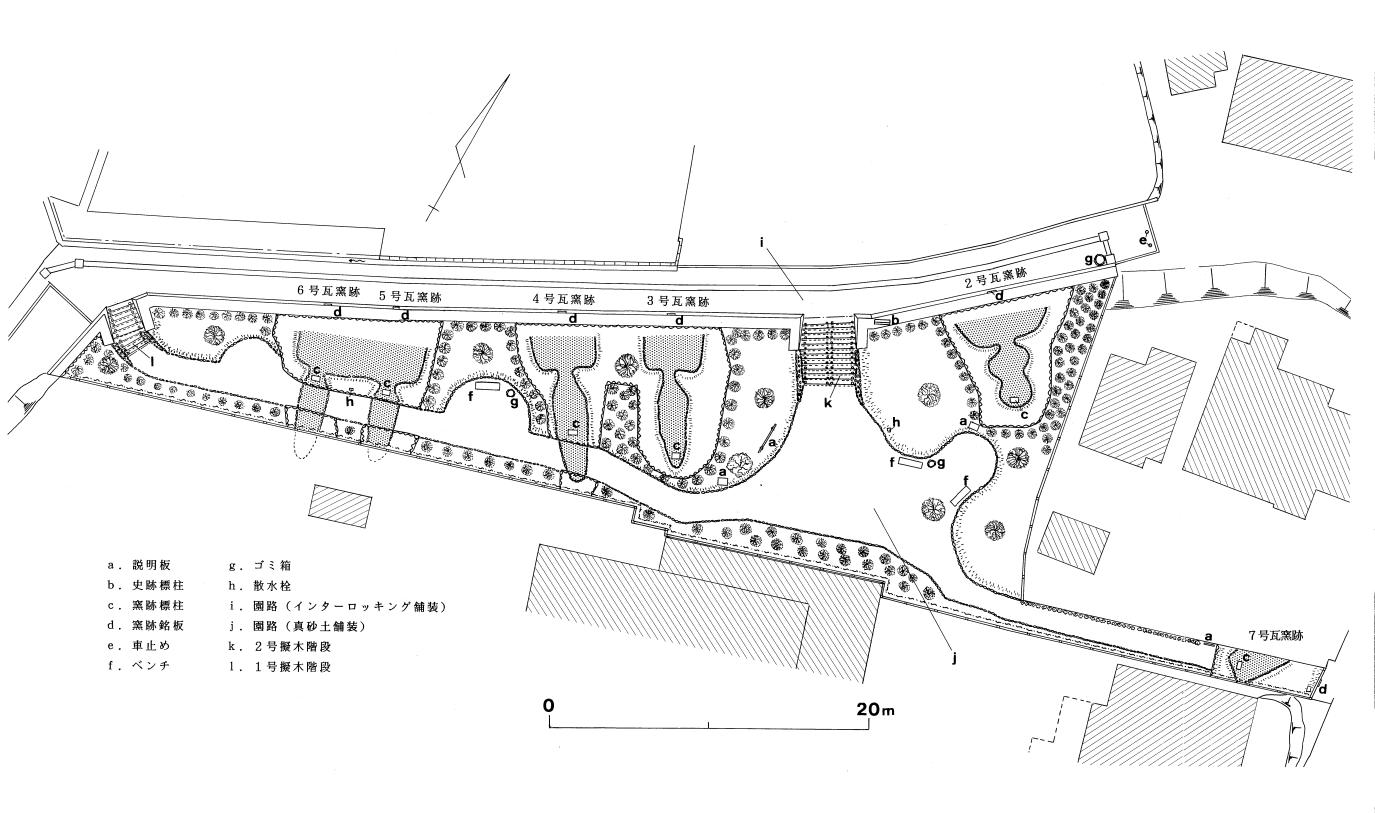
史跡指定範囲の外周の内、北側及び東側の民地との境界部分にパイプフェンスを巡らした。 高さ平均1.2mで延長105.55mにわたり、擁壁工事を伴うが、5・6・7号窯跡部分では基礎が窯体部分に影響を及ぼさない構造をとった。

4. 園路・階段工事

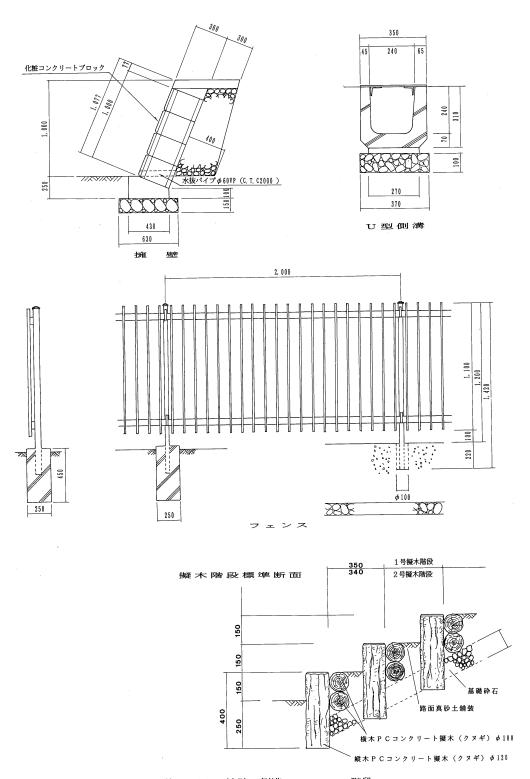
史跡外からの進入路は史跡北側の斜面下から丘陵上への動線となり、斜面下部分は北接する 市道部分と一体として園路としての性格をもたせることとした。この部分は管理上の問題から 土に近い配色を考慮し、インターロッキング舗装とし、史跡部分で90.8㎡、市道部分63.8㎡に わたって実施した(市道部分は市事業)。

斜面下から丘陵上へ上がるために2ヶ所階段を設置した。いずれも擬木を使用し、西端の1号階段は幅1.6~1.8m、9段、中央部分の2号階段は幅平均3.3m、12段である。

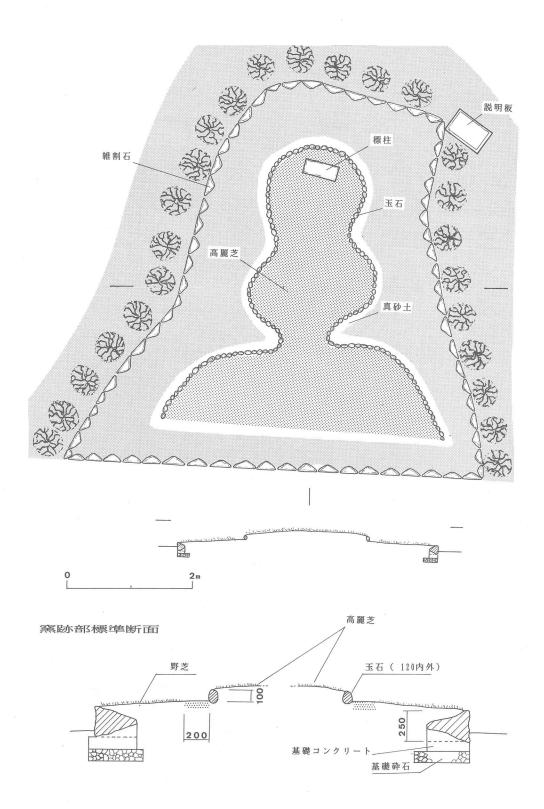
丘陵上は説明板を見ながら各窯を散策できるように園路を設定し、2号階段を上がった部分



第 14 図 整備平面図



第 15 図 擁壁・側溝・フェンス・階段



第 16 図 瓦窯跡整備

に全体説明板を配し、エントランス広場的な機能をもたせた。園路部分は 196㎡を真砂土舗 装とし、その両側に径15cm平均の玉石を縁石として延長130.3mにわたって付設した。

また、5・6号窯部分では園路が窯体上を横切ることとなったが、窯体上については遺構保護のためにアスファルト舗装とし、窯体復原部分の貼芝に合わせてカラー塗装とした。

5. 遺構整備

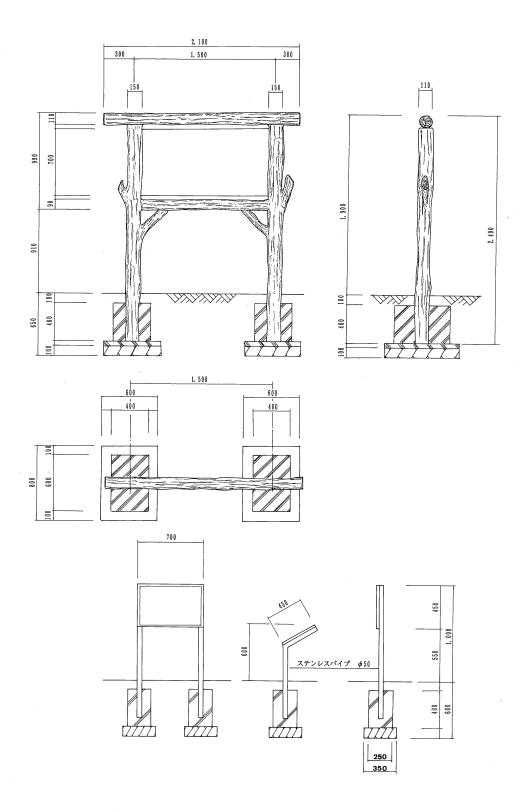
遺構整備にあたっては窯体の保護のため、窯の整備は窯を地下に埋めたまま地表で窯体の位置、規模、平面形態を表示する修景方式で行うこととした。七尾瓦窯跡では大半の窯が登窯であることから、その立体感を平面的な表示で伝えるには不十分な点が多いが、まず、窯体の保護のために、6基の窯体の周囲の総延長127.6mにわたって雑割石を配して他よりも一段高くし、窯体輪郭部分は径10cm平均の玉石を配して規模、平面形態を表示すると共に窯体部分は平均10cm盛土、芝貼りした。芝は窯体部分は高麗芝、周囲は野芝と異なる種類のものとし、窯体部分を明確に表示するようにした。

6. 植 栽

窯体の周辺部分にヒメクチナシ、クサツゲといった低木を配し、史跡南側のフェンス前面には景観上から生け垣を設置してプリペットを配し、その前面にドウダンツツジを配した。また、夏期等の緑陰のためクスノキ、クロガネモチ、ヤマモミジといった中・高木を植えたが、根系による遺構の破壊を防ぐためにその設置場所を考慮した。窯体部分は窯体は高麗芝、周辺部分は野芝を配した。植栽の種類、数量は以下のとおりである。

工種	種	目	名 称	規 格・寸 法	数 量	備考
植栽工	高	木	クスノキ	H = 3.00 m C = 0.20 m W = 0.90 m	3 本	鳥居型3本支柱
			クロガネモチ	$H = 3.00 \mathrm{m}$ $C = 0.15 \mathrm{m}$ $W = 0.80 \mathrm{m}$	1 本	鳥居型3本支柱
			ヤマモミジ	$H = 2.50 \mathrm{m}$ $C = 0.12 \mathrm{m}$ $W = 1.00 \mathrm{m}$	6 本	鳥居型3本支柱
	低	木	ヒメクチナシ	$H = 0.20 \mathrm{m}$ $W = 0.30 \mathrm{m}$	3 0 0 株	5 株 / ㎡
			クサツゲ	H = 0.20 m $W = 0.15 m$	270株	10株/㎡
			ドウダンツツジ	H = 0.50 m $W = 0.25 m$	4 6 株	
			プリベット	H = 1.00 m $W = 0.10 m$	420株	5 株 / m 四 ツ 目 垣
支柱工	支	柱	鳥居型3本支柱	H = 1.00 m 末口径 6 cm	10組	
			四ツ目垣	H = 1.00 m (0.90 m) $W = 1.80 m$	82.70 m	

表1 植栽工内訳



第 17 図 説 明 板

7. 便益施設工事

(1) 説明板

見学者の遺構の理解を助けるために説明板を設置した。全体説明板は2号階段を上がった部分に設置した擬木、アルミ板を使用したものであり、瓦窯全体図、操業想定復原図等を付して瓦窯全体の説明を行っている。窯体の全面的な発掘調査を行った2・3・7号瓦窯跡にはアルミ及びスチールパイプ製の小説明板を設置し、各窯跡の説明を行っている。

(2) 標柱

窯名を記した御影石製の30×60×20cmの標柱を各窯に設置した。2号階段横、擁壁天端部分に「史跡七尾瓦窯跡」と彫り込んだ30×100×40cmの御影石製の横型の標柱を設置した。また、丘陵下園路からも窯体の配置が分かるように擁壁部分に窯名の表示銘板を配した。

(3) ベンチ

休憩用野外ベンチを丘陵上園路部分に3基設置した。コンクリート製擬木で高さ40cm、長さ150cm、幅39cmである。

8. 管理施設工事

(1) 散水栓

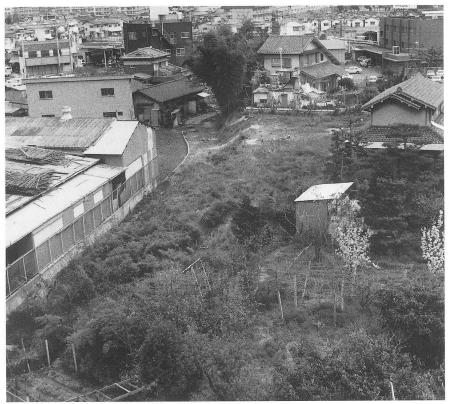
植栽の維持、管理用に2ヶ所散水栓を設置した。

(2) 車止め

史跡内への車の進入及び不法駐車を防ぐために、下段園路東端に擬木製、稼働式の車止め 2 基を設置した。

(3) ゴミ箱

史跡の景観を壊さないように外枠は擬木製品を使用し、内枠に金網製のカゴを入れた内径 50cmのものを下段園路に1基、上段園路に2基設置した。



整備前遠景 (南西から)



T1E 5号瓦窯跡調査状況(北から)



T1W 6号瓦窯跡調査状況(北から)



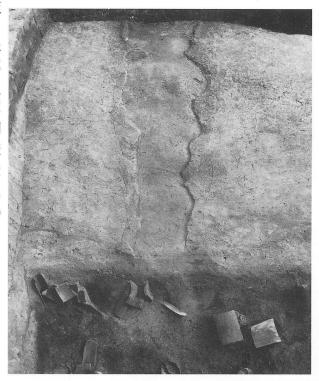
T2 6号瓦窯跡調査状況(北から)



4号瓦窯跡調査状況(北から)



5・6号瓦窯跡調査状況 (東から)



5号瓦窯跡調査状況(北から)



6号瓦窯跡調査状況(北から)



整備状況遠景 (北から)



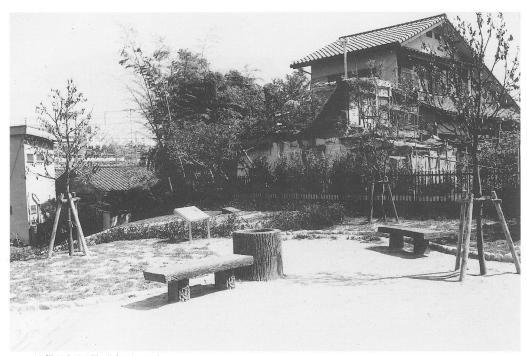
整備状況近景 (北東から)



整備状況近景 (西から)



2号階段・史跡標柱(北東から)



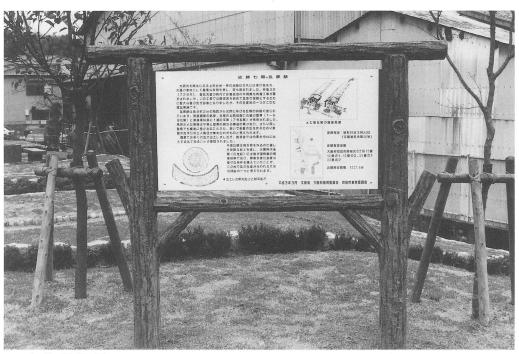
整備状況近景 (南西から)



整備状況近景 (南西から)



整備状況近景 (東から)



全体説明板

状

況 (5)



2号瓦窯跡整備状況(北東から)



3号瓦窯跡整備状況(北東から)



3号瓦窯跡整備状況(南東から)



4号瓦窯跡整備状況 (南東から)

史跡七尾瓦窯跡環境整備報告書

1992年3月31日

編 集 吹田市泉町1丁目3番40号 発 行 吹田市教育委員会